平成２８年（フ）第３９９号
愛知県知立市南新地３丁目７番地２　岡田マンションＢ401号
債務者　磯村　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０３０号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅11―207号
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２２号
大阪府枚方市牧野阪３丁目７番21号
債務者　小栗　　保
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３７号
大阪市東淀川区東中島６丁目４番８号
債務者　小島　伸豊
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４３号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―415号
債務者　藤田　**邦**子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４４号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―415号
債務者　藤田　順二
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目３番30号
シャーメゾン阿倍野102号
債務者　奥野　貴子（旧姓浅海）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３号
大阪市平野区加美北８丁目14番１―605号
債務者　斎藤　法子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３号
東京都新宿区中落合１丁目13―８―202
債務者　冨山　　正
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７４号
東京都新宿区中落合１丁目13―８―202
債務者　冨山百合子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７５号
東京都昭島市武蔵野２丁目18―８
債務者　宮脇　　翔
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６号
東京都北区田端新町２丁目８―８―501
債務者　金井　治樹
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１号
東京都豊島区巣鴨５丁目27―７―101
債務者　白石　龍也
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０１号
東京都中央区日本橋浜町２丁目47―６―203
債務者　津戸　隆文
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１６号
東京都足立区千住緑町３丁目８―16　Ｄ号室
債務者　石黒　邦子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９号
東京都北区赤羽台２丁目３―１―407
債務者　大津　知美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部